

●香川県告示第137号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のように指定した。

平成26年3月24日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 指 定 番 号 長土指道 第7号
- 2 指 定 年 月 日 平成26年3月13日
- 3 指定道路の位置 さぬき市寒川町神前字山崎1518番3及び同地先農道・水路
- 4 指定道路の幅員とその延長 幅員 6.03メートル及び6.18メートル  
延長 44.59メートル

関係の図面は、香川県土木部建築指導課及び香川県長尾土木事務所総務課において閲覧に供する。